

県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱

制 定	平成 17 年	7 月	7 日付け林第 1472 号
改 正	平成 19 年	3 月 13 日付け林第 2056 号	
改 正	平成 20 年	3 月 14 日付け林第 1941 号	
改 正	平成 22 年	3 月 19 日付け林第 1214 号	
改 正	平成 23 年	3 月 7 日付け林第 1126 号	
改 正	平成 27 年	3 月 10 日付け林第 1244 号	
改 正	平成 28 年	3 月 15 日付け林第 1183 号	
改 正	平成 29 年	3 月 15 日付け林第 1112 号	
改 正	平成 29 年 12 月 14 日	付け林第 755 号	
改 正	平成 30 年 12 月 27 日	付け林第 887 号	
改 正	令和 2 年 4 月 1 日	付け林第 13 号	
改 正	令和 3 年 4 月 1 日	付け林第 58 号	
改 正	令和 3 年 12 月 22 日	付け林第 956 号	
改 正	令和 4 年 12 月 23 日	付け林第 951 号	

(趣旨)

第1条 県民参加の森づくり事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し県が交付する県民参加の森づくり事業費交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 県は交付金を予算の範囲以内で交付するものとする。

2 事業の区分、事業の内容、対象経費、交付の限度額、交付の率は別表 1 のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 交付対象者が規則第 4 条の規定により提出する申請書は、県民参加の森づくり事業費交付金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）（様式第 1 号）とする。

2 交付対象者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付金の変更承認申請)

第4条 交付対象者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、県民参加の森づくり事業費交付金変更承認申請書（以下「変更申請書」という。）（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更については、必ず変更申請書を提出することとし、それ以外の軽微な変更については、県との協議により、判断することとする。

- (1) 一件の取得価格が50万円以上の機械および器具の内容変更
- (2) 交付金総額の20%を超える減額
- (3) 区分の廃止又は新設
- (4) 交付金総額の増額

(実施状況の報告)

第5条 交付対象者は、知事が指示したときは、県民参加の森づくり事業（以下「交付金事業」という。）の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(交付金の概算払い)

第6条 知事は、第2条に規定する交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付対象者に対し、交付決定の額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 交付対象者は、概算払いにより交付金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに県民参加の森づくり事業費交付金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告及び精算払い)

第7条 交付対象者は、交付金事業が完了したときは、規則第10条の規定により、県民参加の森づくり事業実績報告書兼精算払請求書（様式第4号）を交付金事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付を決定した日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

ただし、森で学ぶ取組（みーもスクール）については、交付金の交付を決定した日の属する年度の3月20日までに提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、交付金事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした交付対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産について)

第8条 規則第13条第1項第4号の規定に基づく知事の定める財産は、一件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

また、交付金事業により取得した財産で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」で定められた処分制限期間内においては、県民参加の森づくり事業財産管理台帳（様式第6号）を作成し知事に提出するとともに、その他の関係書類とあわせて保管しなければならない。

(書類等の提出)

第9条 この要綱等に基づき、交付対象者が知事に提出する書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林水産振興センター、農林水産振興センター各事務所を経由して林業課に提出するものとする。ただし、実施場所が複数の地方機関の所管区域にまたがる場合は直接林業課へ提出するものとする。

経由支庁、各農林水産振興センター、農林水産振興センター各事務所は、書類の確認並びに実績報告書については検査調書を添えて知事に進達するものとする。

(書類の保管)

第10条 交付対象者は、交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 このほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月7日から施行する。

この要綱は、平成19年3月13日から施行し、平成19年度分から適用する。

この要綱は、平成20年3月14日から施行し、平成20年度分から適用する。

この要綱は、平成22年3月19日から施行し、平成22年度事業から適用する。

この要綱は、平成23年3月7日から施行し、平成23年度事業から適用する。

この要綱は、平成27年3月10日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この要綱は、平成28年3月15日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年12月14日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年12月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和4年度事業から適用する。

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

2 令和2年3月31日までにみーもの森づくり実施要領に基づき実施した事項については、本

実施要領中の「県民参加の森づくり事業」を「みーものの森づくり事業」と読み替える。

別表1 (第2条関係)

事業の区分 : 【森を保全・利用する取組】		
事業の内容	交付金の下限～上限（千円）	交付率および補助対象経費
【保全】 ①森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。） ②森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。） ③身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策 ④森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。）	1申請につき 500～2,000	<ul style="list-style-type: none"> ●1/2 以内 ○単体で5万円以上の機械（チッパー等）、用具・用品（ノコ等の木工用具、ヘルメット等安全用具、医療用品等）の購入経費・借上経費・整備経費 (＊購入する場合、原則団体の所有とすること) ○実施後個人の所有となる資材（木の利用講座等で参加者が工作し、持ち帰る作品の材料等） ○資材（県外産木材）の購入経費 ○資材・参加者等を活動場所まで運ぶ経費 ○参加者の森林作業時の飲料水代
【利用】 ⑤木材及び木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品、木質バイオマス等を利用する取組をいう。） ⑥木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。） ⑦竹を利用する取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●10/10 以内 ○実施後個人の所有とならない資材（苗木、支柱、燃料等）の購入経費 ○資材（県産木材）の購入経費 ○単体で5万円未満の機械（チェーンソー等）、用具・用品（ノコ等の森林整備用具、ヘルメット等安全用具、医療用品等）の購入経費・借上経費・整備経費 (＊購入する場合、原則団体の所有とすること) ○委託経費（自分達ではできない森林作業や木材の設計・加工など） ○事業PR用看板作製経費 ○保険料
【継続事業】 ⑧県民参加の森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組及び森を利用する取組の継続実施 ⑨再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動 ⑩身近な森や集落周辺の里山を保全する取組	1申請につき 25～50 植栽後の下刈り、竹林伐採後の管理 1申請につき 25～200 (過去の1年1事業上限 50千円 :50千円×4事業箇所=200千円)	<ul style="list-style-type: none"> ●「別に定める金額」を適用 ○作業スタッフの賃金 ○講師・医療スタッフ（医師、看護師等）への謝金、旅費 ○委託経費（間伐、竹林伐採・集積）

事業の区分 : 【森で学ぶ取組（みーもスクール）】		
事業の内容	交付金の下限～上限（千円）	交付率および補助対象経費
①小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動	1申請につき 200～1,600 (1校 400、2校 800、3校 1,200、4校以上 1,600) 1校あたり上限 400	<ul style="list-style-type: none"> ●1/2 以内 ○単体で5万円以上の機械（チッパー等）、用具・用品（ノコ等の木工用具、ヘルメット等安全用具、医療用品等）の購入経費・借上経費・整備経費 (* 購入する場合、原則団体の所有とすること) ○実施後個人の所有となる資材（森林環境学習活動等で参加者が工作し、持ち帰る作品の材料等） <ul style="list-style-type: none"> ●10/10 以内 ○講師の旅費 ○実施後個人の所有とならない資材（苗木、支柱、燃料等）の購入経費 ○単体で5万円未満の機械（チェーンソー等）、用具・用品（ノコ等の森林整備用具、ヘルメット等安全用具、医療用品等）の購入経費・借上経費・整備経費 (* 購入する場合、原則団体の所有とすること) ○資材・参加者等を活動場所まで運ぶ経費 <ul style="list-style-type: none"> ●「別に定める金額」を適用 ○作業スタッフの賃金 ○講師への謝金
②保育園・幼稚園と連携して行う森林環境学習活動		

県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱 第2条 別表1

「別に定める金額」

●森を保全・利用する取組

対象経費	交付対象	単価	条件等
賃金	作業スタッフ	7,800円／人日の1／2以内	各作業に人員2名までを目安とする
謝金	講師	上限25,000円以内／回の1／2以内	
謝金	医療スタッフ	9,700円／人日の1／2以内	
旅費	講師・医療スタッフ	上限8,000円以内／人日の1／2以内	県内交通費とする
		実費の1／2以内	宿泊及び県外からの交通費に限る

●森で学ぶ取組（みーもスクール）

対象経費	交付対象	単価	条件等
賃金	作業スタッフ	7,800円／人日の10／10以内	
謝金	島根県森林インストラクター、自然観察指導員、自然体験活動指導員等	上限15,000円以内／回の10／10以内	資格を有すること
謝金	大学教授や著名人等 特別な講師	上限25,000円以内／回の10／10以内	

●森を保全する取組

対象経費	交付対象	単価	条件等
委託費	間伐	上限140,000円／ha以内	間伐率は概ね30%とする
	竹林伐採・集積	上限964,000円／ha以内	全伐とする

※消費税等、諸経費は含まない